

日時：令和7年8月5日（火）13：30～

場所：美馬市役所 北館1階 103号会議室

参加機関

美馬保健所、池田支援学校美馬分校、障害者支援センター小星園、障害者支援センターかしがおか、相談支援センターイノセント、障害者支援センターまいか、障がい者就業・生活支援センターはくあい、美馬市長寿・障がい福祉課、つるぎ町福祉課（15名）

議 事

（1）地域生活支援拠点等について

○ これまでの経緯について

別紙のとおりです。

また、費用負担を上乗せできないかという意見あり。美馬市、つるぎ町で虐待等の一時保護の際、各事業所と協定を締結していると思うが拠点に取り組むことで障害サービス費の報酬に上乗せすることになる受け入れる事業所の幅が広がるのでは。

一時保護費用については、短期入所報酬費に比べてより安価なため事業所により沿った案ではあるが、一時保護は、障害者以外の部署も関係することから検討します。

私見ではありますが、地域生活支援拠点等は原則として障害福祉サービス受給者証を有している者が利用できるサービスと認識しており、限りなく0に近いですが、証を受給していない者は、特例給付で対応するのか一時保護のどちらかで対応になると解しておりましたが、突発的な事案についても拠点に該当するとのことでしたので今後の協議を注視します。

（2）利用申請について

別紙のとおりです。なお、詳細については、基本情報が市町に既に提出済みのため省略する。

また、運用を開始して疑義生じた場合は、その都度協議を行う。

（3）パンフレットについて

別紙のとおりです。

（4）情報交換・その他

令和9年4月1日から努力義務化される基幹相談支援センターの設置がない場合は、相談支援に係る機能強化加算を請求することができないので、事業所として報酬が著しく減額されるので、各相談事業所の意見を聞きたい。なお、報酬関係についてですので、施設長と協議が必要と思われるので、事業所として回答をお願いします。

○ 備考【会議終了後、美馬市担当者との雑談】

美馬市・つるぎ町で障害者相談支援事業として共同実施しており按分で負担金を各事業所に支払っています。令和9年度以降、仮に、基幹相談支援センターを設置し、特定の事業所（一ヶ所）に現在の負担金に上乘せし、障害者自立支援給付費についても今までと同様に加算が各事業は請求できるので事業所はその対応を望むと思われませんが、市町としては、設置を認め一事業所に業務を委託することですが、負担金の増加は避けられず財政上、負担が増加するのは厳しいので、設置する場合は、事業所だけの主張を受け入れるのではなく市町の財政状況を伝える必要があると思われます。

また、共同実施分は、交付税措置の対象事業ですので、必須事業ではないと解し、規模の縮小及び減額を行っても私見的には考えます。

次回：令和7年9月2日（火）13：30 美馬市役所 北館1階 103 会議室

－ 以 上 －